

# ビジネスと人権が求めているもの

「人権大学講座」第二回

2022年7月25日京都

世界人権問題研究センター PT5 リーダー  
立命館大学国際平和ミュージアム館長 吾郷 眞 一

## • 講義目次

- 1. 「ビジネスと人権」という切りくち
  - 三方よし（世間よし→現代的な言葉でいうならば幸福追求権の実現）〔写真1参照：近江八幡の風景〕
  - 70年代のCSR（企業の社会的責任）概念の展開 →もともとは消費者運動（児童労働による製品の不買運動など）などのリスクから企業を守るという企業防衛的発想から、ルソーの社会契約論的な発想へ、企業価値を高める積極的な意義
  - 国際的展開 →〔写真2参照： 国際機関文書〕→ ビジネスと人権国連指導原則への結晶化
- 2. 国連指導原則の概要と、その実施へのフォローアップ 〔写真3・4・5・6参照：国連指導原則）
  - 3部構成で、その第2部の特殊性（企業を直接の名宛人としていること）
  - 作業部会によるフォローアップ、条約化
- 3. 政府（自治体を含む）への要請 (I.人権を保護する国家の義務)
  - 一つの具体化方針としてのNAP、日本のNAPと諸外国のものとの違い 〔写真8参照〕
- 4. 企業への要請 (II. 人権を尊重する企業の責任) 〔写真7参照）
  - 企業がすべきこと、義務と責任の違い
- 5. デューディリジェンス（due diligence）という言葉の持つ意味 〔写真9参照）
  - 「相当注意責任」、国内法による法的義務化の可能
- 6. 救済 (III.救済へのアクセス) 〔写真10参照）
  - 国家と企業双方に向けられた働きかけ
- 7. 何が求められているのか？
  - 中心はデューディリジェンス、しかしそればかりではない、SDGsの観点が必要 〔写真11参照〕